

平成22年 5月26日

平成22年

第5回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成22年第5回教育委員会定例会会議録

平成22年5月26日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

野口和矩	委員	委員長
櫻井光政	委員	委員長職務代理者
高山美智子	委員	
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武 史
教育地域力・スポーツ振興担当部長	佐藤 一 義
教育総務課長	松本 秀 男
施設担当課長	西野 正 成
教育事務改善担当課長	福本 英 也
学務課長（私学行政担当課長兼務）	菅 三 男
指導課長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	小黒 仁 史
社会教育課長	榎田 隆 一
大田図書館長	平野 秀 康

計 9 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第5回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 野口和矩

○委員長

ただいまから、平成22年第5回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。

なお、本日は傍聴の希望があった。傍聴を許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入室)

○委員長

会議録署名委員に高山委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

- 1 大田区職員措置請求に基づく監査の結果について
資料)「大田区職員措置請求に基づく監査の結果について(通知)」(平成22年5月24日付け 大田区監査委員)、「体育館建替工事住民の監査請求棄却」(平成22年5月25日 読売新聞)

平成22年3月25日に、大田区総合体育館に隣接する東武ハイライン梅屋敷というマンション購入について不正な支出があったので、その不正に支出した1億5千数百万円について、関係者が連帯して賠償責任を負うべきであるという事務監査請求があった。

(1) 違法または不当であるとする理由は、次のとおりである。

ア この土地取得は体育館建設にはなんら影響のないものであったこと。

イ マンション住民からの「築浅マンションで現有専有面積を購入できる価格」という要望に沿った価格で購入していること

ウ 土地は更地で購入するのが原則なのに建物付きで購入し、なおかつ解体費用も区が負担したこと。

エ アからウのために非常に高額な土地取得であったということで1億5千数百万円の損害が発生したから、それは関係の区の管理職が賠償責任を負うべきだということ。

(2) 監査委員会では、次の2点について検討した。

ア 本件「大田区総合体育館関連施設用地」取得が、違法若しくは不当な財産の取得であるか。

イ 本件土地・建物の購入方法・価格は違法若しくは不当な公金の支出であるか。

(3) 監査委員の判断は、次のとおりであった。

ア 本件「大田区総合体育館関連施設用地」取得が違法若しくは不当な財産の取得であるか。

(ア) これについて区は、この土地を取得することによって、外構設計を変更して体育館への動線を改善することができたなど、多大な効果を発揮したと説明をしている。

まず、大田区総合体育館にもたらす効果として、総合体育館に向かう場合の道路の改善になり、また多数の来客に対して客だまりやイベント広場などに活用できる、臨時駐車場等に活用できる、イベントなどが開催しやすくなる、体育館等とオープンスペースの作り上げる空間が調和のとれた景観を生み出すなどが挙げられている。

また、周辺地区にもたらす効果としても、防災上の拠点、交通安全なども含めて、地域の生活条件については大きな改善要素になったということがある。いずれにしても体育館の利便性の向上等、多目的な運営の確保、周辺地区の防災機能や交通安全性の向上などについて、相当な効果・影響があると認めている。

これらのことから、「大田区総合体育館関連施設用地」取得については、違法若しくは不当な財産の取得ではなかったという判断が書かれている。

イ 本件、土地・建物の購入方法、価格が違法若しくは不当な公金の支出であったかどうか。

(ア) まず、土地・建物の市場価格について、請求人は30年が経過して市場性が劣っている、財産価値としては大幅に低下しているのではないかと主張しているが、本件土地・建物は、区分所有権の売買実績もあって中古マンションとして一定程度の流通性が認められており、市場性が劣って財産価値が大幅に低下しているとは言えない。土地・建物の購入方法については、土地を購入する際にあわせて建物を購入することは区の規程等で特段制限されているものではなく、過去にもこういう事例があった。建物購入については、体育館使用の利便性向上や周辺地域まちづくりへの寄与等の明確な購入目的があり、一般の土地・建物の取引として区分所有者としての契約条件を掲げ交渉した結果、売買契約が成立したもので正当なものである。

最後に、土地建物の価格について、建物の価値も認めて売買契約を交わしたが、価格については売買に当たって売主側が希望として述べた価格ではなく、不動産鑑定士による鑑定評価を参考として、各戸の価格を大田区財産価格審議会に諮問し、評定・答申された価格に基づいて、各所有者と合意に至ったものである。手続き的にも契約締結にあたっては、区議会平成20年第三回定例会において、議会の議決を経て、さらに購入の諸手続についても、規程に則って適

正に行われていた。したがって、解体についての費用を負担してもその土地を購入すべきと判断したことは、目的をかんがみると妥当性があり、区議会平成21年第一回定例会においても予算については議決され、承認を得ていて、違法若しくは不当な公金の支出とは言えないと判断された。

以上の2点から主張には理由がないものと判断して、本件請求を棄却するという事になった。この後の請求人の行動がどうなるのかわからないが、この監査請求に関しては、教育委員会事務局として、購入の正当性を立証するために必要な資料を提供したことを報告したい。

2 大阪府教育委員会の県費負担職員の人事権委譲について

資料) 県費負担教職員の任命権等を市町村に委譲することについて(平成22年4月30日付け 文部科学副大臣)、県費負担教職員の人事権移譲に係る文部科学省の考え方(平成22年5月12日付け 特別区長会事務局)

大阪府知事が、府内5市町村に対して大阪府教育委員会の人事権を移譲とした場合、現行法体系の中で合法的に可能であるかについて、文部科学省と協議し、その結果、文部科学省から可能であるといった説明があった。

これについては、現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第37条により、教員の人事権は「任命権者は都道府県教育委員会に属する」と定められている。ただし、例外があり、政令指定都市の教職員の人事権については、当該指定都市教育委員会が有している。今回、文部科学省は、大阪府知事あてに、同法第55条を根拠として、法律改正をせずに条例制定により、市町村を指定都市と同様に扱うことが可能であると回答した。都道府県は、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより市町村が処理することができるという特例条例制定により、県内部の市町村に対して人事権を付与することができるとしている。県費負担教職員制度は、教員の適正配置と人事交流を円滑にできるということで、広域的な人事の処理ということから県が担うことになっているが、この趣旨が損なわれない限りにおいては地方分権の趣旨からも、条例制定により市町村が処理することも可能であるとの判断をしたと思う。

一方、現在は40人学級が標準であり、例えばそれを市町村で35人学級にする等は可能かどうか、また学校規模により決まってくる職員定数について市町村が決定できるかについては、法的にはできないということである。ただし、例えば東京都に対して大田区が35人学級にしたいと言った場合、都と区が協議して、都がなるべくそれを尊重した形で検討することは可能ではないかと言っている。ただし、40人学級を35人学級にすると当然、教職員数が増える。増えた分については、各市町村が経費を負担することになると、文部科学省副大臣が大阪府知事に対してあてた文書に記載されている。

特別区長会事務局が文部科学省から聞き取りを行い取りまとめた文書では、文部科学副大臣が知事あてた文書をもう少しわかりやすくしている。

では、大田区はこれからどうするのかということであるが、23区の区長会で議論することになると思う。この条例改正については、都知事と、各区長との協議の結果、実現される中身であり、首長間の関係で決まったことについて、都教育委員会から区教育委員会へ権限移譲するという仕組みになっているようだ。30万人以上の区市町村に対しては人事権を付与するという話は以前からあったが、進んでいないため大阪府知事が府中の一定の市町村を束ねて、ある程度広域性を持たせた上で教員の人事権をうまく使っていこうと考えたもので、これがうまくいくと、いろいろな場所で動きが出てくる可能性はあると思う。大田区の場合は、小学校が60校、中学校が28校あり、人事権が付与されれば内部でも人事交流ができると思うが、23区が一体的に動いている部分があるので、今後、特別区区長会で全体的にどうするか、話し合われると思うので、注目していきたい。

○委員長

教育長の報告に、意見、質問はあるか。

○櫻井委員

監査請求の話題が出たが、これについてコメントしたい。以前このマンションを買うことについては、体育館計画のときに教育委員会で報告を受けた。その際に、この建物を購入する必要があるか、意味があるか、価格がどうかについては、議論したことだと記憶している。そのときの議論も監査請求で棄却したのと同じで、他人の建物を撤去しろとは言えないが、前提にその土地が使えるなら使えたほうがいいのだということがあった。価格についてははなはだしく高いわけではなく、都内で住居を探した場合に比べて格安ではないが、その土地に建っているその建物の価格が相当であれば、認めていいのではないかという議論だったと思う。実際、それについては適正な価格だという報告も受けていた。区議会でも、教育委員会でもチェックをし、検討した上で承認したということで、監査請求に対してはこういう結論がきちんと出されたというのは、非常によかったのではないかと私自身は思っている。

○委員長

現在、教職員の任命権等について、教員は都職員である。都教育委員会は、橋下知事に賛同するような意向や方針というものはあるか。

○教育長

都教育長がある雑誌のインタビューに答えていたが、東京都は特別区以外にもいろいろな地区を抱えていて、都全域の教育行政を担っている。今のところは、人事交流、職員配置などの仕組みが何とかうまくいっているが、それぞれが自立してやってしまうと残された小さな市町村の場合は無理な形で広域連合しないといけない、地理も離れたところでいろいろな連合をしなければならぬということも起こりかねない。都の立場とすれば、検討課題がたくさんあるので、にわかには大阪府のような態度は取れないということをお答えしていた。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部長、課長の報告事項」

○委員長

部課長の報告を求める。

○学務課長

資料) 平成22年5月1日現在 在学者数一覧

5月1日現在の在籍者数について、報告する。前回報告した4月7日現在の在籍者数及び学級数と比較すると、5月1日現在では、児童・生徒数は若干、増減している。通常学級、普通学級は、小学校の新1年生の4月7日と5月1日を比較すると、12名多くなっている。1年生から6年生までの児童の全体数では、86名多くなっている。学級数全体での増減はない。中学校の新1年生は1人減になっている。生徒数全体では、13名多くなっていて、学級数の増減はない。特別支援学級(知的障害)では、小学校の児童数については1名増となっており、中学校の生徒数についての増減はない。学級数については4月、5月は変わっていない。夜間学級の糶谷二部は、増減がない。日本語学級については、小学校は増減なしで10名となっている。中学校は、蒲田中学校については3名増で13名になっている。

小学校で児童数が最多は、矢口西小学校の1,010名、29学級である。最少は、清水窪小学校の140人、6学級である。中学校で生徒数の最多は、南六郷中学校の607人、17学級である。最少は石川台中学校152名、6学級である。

○指導課長

1 平成23年度使用小学校使用教科用図書について

今年度は、新指導要領に基づいて、来年度から使用する小学校教科用図書の採択の

年となっている。法令により、8月31日までに採択することになっている。今回は、新たに文部科学省による検定を経た教科書9教科11種目で、発行者15社、総数280点となっている。採択にあたっては、まず、教職員による資料作成委員会が発足して、すべての種目の調査をする。それを受けて、区民意見、学校意見等を加えて、調査委員会で報告書をまとめる。調査委員会については、有識者、保護者代表、学校代表者、各3名ずつ9名の委員会で進める。この報告を踏まえて、教育委員会において8月に審議を経て採択の予定となっている。

2 大田区立中学校生徒海外派遣について

資料)平成22年度 大田区立中学校生徒海外派遣引率教員名簿(平成22年5月26日付け)、平成22年度 大田区立中学校生徒海外派遣事前・事後研修について(平成22年5月26日付け)、平成22年度 大田区立中学校生徒海外派遣

今年度は、7月23日から8月3日までの12日間、大田区立の中学生、各校2名、計56名が2団に分かれて、アメリカのセーラム市とサウスディアフィールド市に派遣を行う。引率は校長2名、教員5名、指導主事1名の計8名となる。姉妹都市を結んでいるセーラム市については、二つの学校の表敬訪問を予定している。本事業は、ホームステイを中心に行っているが、生徒の外国での生活や文化の理解、国際性の育成ということで、今までも大きな成果を上げており、26回目を迎える。派遣団の生徒は、区民からの大きな期待もあるが、区立学校代表として、様々な経験をしていく。派遣中はもとより、事前、事後の研修があり、その中でそれぞれの知識を高めていく。

「国際都市おおた」の実現のためにも、国際社会で活躍できる人材育成ということで、知識の向上を図っていきたいと思っている。

○大田図書館長

1 大田区立入新井図書館の指定管理者の募集について

資料)大田区立(仮称)入新井図書館指定管理者の募集について(平成22年5月26日付け)

現在、大田区の地域図書館は、指定管理者制度を導入しているが、平成23年3月に開館予定の(仮称)入新井図書館の管理運営についても、指定管理者制度を導入し、募集したいと考えている。指定管理者の募集の概要は、次のとおりである。指定期間は、平成23年3月から平成27年3月までで、4年と1カ月となっている。これは、今年からお願いしている管理者の期間が5年間なので、指定期間の最終を合わせる形にするためである。指定管理者の選定の方法は、プロポーザル方式による選定を考えている。複数の事業者から事業計画書等を提出してもらい、それを検討して適切な事業者を選ぶ。ただし、図書館業務の受託実績のある事業者を対象としたい。募集方法は、区ホームページ等で広く公募したい。現在、予定しているスケジュールは、7月後半から募集を開始し、基本的には昨年度と同様の仕様としたいと考えている。8月末に応募を締め切り、提案書の提出があり、10月末までにヒアリング等も含めた候補者の選定をした上で、当委員会での審議・決定を経て、11月の区議会第4回定例会へ議案提出を考えている。管理代行は、平成23年3月の開館にあわせて、開館準備を含めて

3月からとなる。

2 郷土博物館 企画展「おもちゃ 楽しい形 願いのかたち」入館者数等の報告について

資料) 企画展「おもちゃ 楽しい形 願いのかたち - 寄贈郷土玩具コレクションより -」入館者数等報告

今年2月7日から3月22日まで38日間、郷土博物館に寄贈された郷土玩具のコレクションの展示を行った。郷土博物館には全国の多様な郷土玩具が約11,000点所蔵されており、区内の収集家のコレクションを引きついだものであり、郷土博物館友の会の方に資料整理に携わっていただいた。概要は、今回は全国の郷土玩具を造形のテーマごとに展示し、大田区の郷土玩具としては「大森麦わら細工」と「六郷のとんび凧」を展示した。とんび凧は大正5年に作られた「献上とんび凧」ということで、翼を広げた大きさは7メートル、昭和天皇が正式に皇太子となったことを祝って作られたものである。現在も2階のこたつの上に展示されている。企画展開催中の来館者は、総数6,449人、前回の縄文土器の展覧会に比べて2,000人程増えている。テーマがおもちゃということで、より親しみやすかったのかと考えている。

また、これに併せて、会期中のイベントで講演会を開き、40人が参加した。それ以外に体験教室でも130人程が参加して、盛況な形で終わったと考えている。

○委員長

在籍者数について、指定校変更不許可決定に係る異議申立てがあり、定例会で審議したが、4月以降、その学校の在籍者数はどうなっているか。

○学務課長

大森第三中学校は、他校からの転校生が14名、他校への転校生が27名になっている。御園中学校は、他校からの転校生39名、他校への転校生20名となっている

○櫻井委員

転校生などを配慮して、40人学級でも定員いっぱいまでは入れていないという趣旨か。

○学務課長

そのとおりである。

○委員長

ほかにご意見、ご質問はありませんか。

○藤崎委員

海外派遣の件で、毎年、夏休み期間中だが、引率教員はどこでどうやって決まるのか。

○指導課長

引率の教員は、校長については教育委員会事務局で学校経営の状況なども含めていろいろな学校の状況を見て決めている。また、教員についても、教育委員会事務局で最終的には決めているが、学校からの推薦による。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第23号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第23号議案 平成22年度第一次補正予算要求原案について説明する。

馬込中学校の給食配膳室と渡り廊下の耐震性が低く、耐震工事を行うためにこの案を提出する。補正予算額は、1億4,985万6千円の増額補正で、これには解体撤去工事費と改築の工事費が含まれている。承認いただければ、この案をもって6月の区議会第二回定例会で提案をしたいと考えている。

○委員長

ただいまの説明に、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第23号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第23号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成22年第5回教育委員会定例会を閉会する。
(午後2時38分閉会)